熊本市の後援等に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、外部の団体等が行う事業に対し、市の後援又は共催（以下「後援等」という。）の基準等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後援　事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承認すること。

(2) 共催　事業の企画又は運営等に参加し、共同主催者として責任の一部を負担すること。

（名義）

第３条　市が後援等を行う場合の名義は、「熊本市」とする。

（基準）

第４条　市が後援等の承認を行う場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 事業の主催者が、次のいずれかに該当すること。

(ア) 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるもの

(イ) 学校等の教育機関又はこれらの連合体

(ウ) 公益法人又はこれに準ずる団体

(エ) 新聞社、放送局等報道機関で公共的性格を有するもの

(オ) その他市長が適当と認めるもの

(2) 事業の内容が、次のいずれにも該当すること。

(ア) 公益性が高く、市の施策に寄与するものと認められること。

(イ) 特定の会員を対象とせず、広く一般に公開されるものであること。

(ウ) 政治的な又は宗教的な趣旨、目的等を有していないと認められること。

(エ) 営利を目的としていないと認められること。

(3) その他次のいずれにも該当すること。

(ア) 事業の主催者又は事業の内容に反社会的な目的等を有していないと認められること。

(イ) 主催者が、当該事業を遂行する能力を十分に有すると判断されるものであること。

(ウ) 開催場所が、公衆衛生、災害防止等について十分配慮されているものであること。

(エ) 本市内で開催されるものであること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(オ) 入場料、参加費等が徴収される場合は、その目的及び金額が適正であること。

（申請手続）

第５条　後援等の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熊本市後援等承認申請書（以下「申請書」という。）を市長へ提出しなければならない。

２　申請書は、様式第１号のとおりとする。ただし、申請書に掲げる事項を満たしているものであれば、他の書式により申請することができる。

３　市長は、必要と認めるときは、申請者に対し、申請書以外の書類を提出させることができる。

（決定通知）

第６条　市長は、申請書を受理したときは、速やかにその可否を決定し、熊本市後援等承認決定通知書（様式第２号）又は熊本市後援等不承認決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、承認に当たっては、必要な条件を付することができる。

（事業内容の変更）

第７条　前条の規定により承認を受けた者は、当該承認に係る事業の内容に変更が生じたときは、直ちに市長へ届け出なければならない。

（承認の取消）

第８条　市長は、承認を受けた事業が、第４条の規定を満たさなくなったと認められるとき、第６条第２項により付した条件に違反したと認められるとき、又は当該事業若しくは申請者に不正があったときは、当該承認を取り消すことができる。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成１６年５月１日から施行する。